

同居親から見た面会交流の意義

—共同親権（養育）を標榜する親の「語り」を中心として

青 木 智 子
木 附 千 晶
福 田 雅 章

1. 問題と目的

1) 父母と子どもの面会交流

2020年11月11日、男女17人が国に対し「面会交流の制度」が不十分だとして、計170万円の賠償を求めて東京地裁に提訴した。原告側は訴状で、親子らの面会ができないのは憲法が保障する「基本的人権」を侵害するとし、離婚後の親子面会の必要性を主張している。その上で、新たな面会交流の制度について「国会が立法義務を負うべきだ」と訴えた。子どもと会えなくなった親による同様の訴えは過去にも例があるが、この訴訟では子ども3人が初めて原告に加わった。提訴後の会見において、原告の一人である10歳時から母の実家で過ごし、父と会えない時期があった男性（20）は、母に迷惑をかけたくない気持ちから父に会えないと思い込んでいた当手を振り返り、「父母に甘えたい、頼りたい瞬間はある。面会制度など法律がしっかりあれば、子どもも本音を話しやすい」と語っている（2020年11月12日 朝日新聞 朝刊2面）。

同年6月25日、自由民主党政務調査会司法制度調査会は、「日本では、離婚を巡って、夫婦間で子の連れ去りが起きたり、子と別居親との関係が遮断されるケースも少なくない。また、養育費の不払いが子の貧困を招いている。日本の宝であ

る子の権利や将来を守るため、離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善など、それぞれの課題について、諸外国の取組に学びつつ、党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めていく。」と表明した。その背景には、国連「子どもの権利委員会」が、子どもの権利条約に基づく第4・5回日本政府報告審査（2018年）を経て、2019年「共同親権（養育）を目的とした法律の改正、離婚後もいずれの親とも直接的な接触を持つ子どもの権利を保障せよ」（日本政府に対する第4・5回『総括所見』）とした勧告がある。ここには、共同親権（養育）への民法改正、共同養育支援法の立法について、国連から明確な立法事実が示されるとともに、子どもと別居親との関係性が断たれ、子の成長・発達に与える悪影響への危惧が含まれている。

改正（2011年）民法766条第1項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」として、面会交流について事実上、明文化している。

そもそも「面会交流」とは、子どもが、離婚・別居により離れて暮らす親と関係性をつくる権利を指す。一方の親と生活を別にしているも、子にとって親であることには変わらない。2人の親からも愛情を感じられることが子の健全な成長に重要であることは、さまざまな研究にも指摘されている（木附ら 2019）（青木ら 2020）。別居親との交流で、親の離婚や別居による子の悲しみや喪失感の軽減も期待できる。このように、子の福祉の観点からは、基本的には別居親との適切な面会交流が実施されることが望ましい。他方、別居親が子を虐待していた場合など、面会交流を行うことがかえって子の福祉に反する結果となる場合があることも否定できず、そのような事情がうかがわれる場合には、別居親と子の交流のあり方について、慎重に考える必要がある（山田 2017）。

一般に、協議離婚では弁護士など法律の専門家が介入しないため、養育費・面会交流については、子の意思のくみ取りも含めて、子の養育全ては父母の任意に委ねられる。一方、子の意思や高葛藤状況の父母などの諸事情から取り決めが困難な場合、調停や審判・裁判を経るケースも少なくない。この際、父母が互いの監護能力の優劣を争うこととなり、過去の言動を指摘した相手方の人格の誹謗中

傷、監護実績を積み重ねるために別居親に会わせない（いわゆる「連れ去り」による同居）、など、子に会えないかもしれないという不安が、父母間の争いを熾烈化させる。そして、このプロセスにおいて子がネガティブな影響を受けることがある。

協議が整わない場合は、家庭裁判所で定め（民法第819条第5項）、裁判上の離婚の場合、家庭裁判所が離婚の認容と同時に職権で親権者を指定する（民法第819条第2項）。この時、家庭裁判所調査官が子の意思の聴き取りなど行うとともに、子が父母の狭間において意思表示が困難である時、弁護士が子の手続代理人として、子の立場から子の意思を代弁し、家庭裁判所に報告する「子どもの手続代理人制度」もある。

親権者の指定については、親子を取り巻く諸事情を総合的に検討した上での「子の利益」が判断基準となる。これまでの裁判例で考慮されたのは、父母側の監護能力、精神的・経済的家庭環境（資産、収入、職業、住居、生活態度）、居住・教育環境、子に対する愛情の度合い、従来の監護状況、実家の資産、親族の援助の可能性等、子の側の事情として、年齢、性別、心身の発育状況、従来の環境への適応状況、子の意思、父母及び親族との結び付き等であった（松川ほか 2019）。

「子の意思」や「子の利益」が重視される面会交流だが、父母の一方が「子を他方親に会わせたくない」「子どもが会いたくないと言っている」などを主張する事例もみられ（表1）、別居親が子や同居親の事情を配慮せず、面会交流を親の権利として強く主張し、逆に同居親が頑なに別居親と子との交流を阻む事例もある（二宮 2013）。また、互いの当事者から聞きとる子どもの声は、相手が聞き取る子どもの声とは大きく異なることが珍しくなく（中村 2010）、正直な子どもの気持ち、すなわち「子の意思」を汲み取ることは極めて難しい。

司法の場での、いわゆる子の意思「一方の親に会いたくない」とする主張は、心理の立場から、①同居親による子どもの洗脳であり、②子ども自身の積極的寄与によって引き起こされる（青木 2012）片親疎外症候群 PAS：Parental Alienation Syndrome（Gardner 1985）などから説明されてきた。PASについては法律の立場からの言及もあり（佐々木 2009）。家庭裁判所調査官らによる複数の研究として、親の性格と認知機能、別居親に対する否定的な信念と行動、子どもの気質、父母間葛藤、専門家との関わり、拡大家族等、様々な要因の相互作用によるもの

表1 離婚によるひとり親世帯の面会交流及び養育費の状況(石塚 2020)

		母子世帯		父子家庭	
面会交流	取り決めをしている割合	24.1%		27.3%	
	取り決めをしていない理由(最も大きな理由)	「相手と関わりたくない」	25.0%	「取り決めをしなくても交流ができる」	29.1%
		「取り決めをしなくても交流ができる」	18.9%	「相手と関わりあいたくない」	18.4%
		「相手が面会交流を希望しない」	13.6%	「子どもが会いたがらない」	10.2%
	現在も面会交流を行っている割合	29.8%		45.5%	
	実施頻度	月1回以上2回未満	23.1%	月2回以上	21.1%
		4～6か月に1回以上	15.9%	月1回以上2回未満	20.0%
		2～3か月に1回以上	15.8%	2～3か月に1回以上	15.8%
	実施していない理由(最も大きな理由)	「相手が面会交流を求めてこない」	13.5%	「子どもが会いたがらない」	14.6%
		「子どもが会いたがらない」	9.8%	「相手が面会交流を求めてこない」	11.3%
「相手が養育費を支払わない」		6.1%	「面会交流によって子どもが精神的または身体的に不安定になる」	8.6%	
養育費	取り決めをしている場合	42.9%		20.8%	
	取り決めをしていない理由(最も大きな理由)	「相手と関わりたくない」	31.4%	「相手に支払う能力がないと思った」	22.3%
		「相手に支払う能力がないと思った」	20.8%	「相手と関わりたくない」	20.5%
		「相手に支払う意思がないと思った」	17.8%	「自分の収入等で経済的に問題がない」	17.5%
	現在も養育費を受給している割合	24.3%		3.2%	
1世帯平均月額(額が決まっている世帯)	43,707円		32,500円		

で、必ずしも片親疎外行動だけに由来しない（宮崎他、2014）、さまざまな要因が影響を及ぼして悪循環を形成する（谷内 2013）、システム論からの理解（横山 2018）などがあげられる。

これにくわえ、木附ら（2019）は、父母双方の背後にいる「原家族」との関わりが重要な意味を持つことを指摘する。面会交流が困難なケースでは、援助者であるこれら親族が面会交流に否定的な立場をとり、一方の親とのつながりを断ち切ろうとする傾向にある。これは、家族機能不全、家族の問題の象徴と考えられる（青木・木附 2018）（木附・青木 2018）、重視されるべき「子どもの意思」といっても、父母の葛藤や家族関係、家族の持つ歴史、親子の心理状態など、その背景には複数の要因が含まれることを推測させる。

2) 語りについての研究

堀田（2009）は、ライフストーリー研究におけるナラティブ・アプローチの枠組みを用いることで、親の離婚を体験した子どもの内面に焦点をしばり、彼らが親の離婚をどのように自分の人生に位置づけてきたかを検討している。ここで、やまだ（2000）は喪失の物語に焦点をあてて、「死、失恋、離婚、転居、病気など、その人の人生にとって決定的に大きな喪失に直面したとき、私たちは過去の人生の意味を問い返し、人生を再編し、新たに生きださなければなりません」と説明する。つまり、離婚という出来事をどのように自分の人生と関連づけ、筋立てるかで、人生全体の意味は肯定的なものにも、否定的なものにも変わりうる（堀田 2009）ことになる。

語り手の物語は、語る相手によっても、場の雰囲気や状況によっても影響され・・・語り手と聴き手は一方的な関係ではなく、対話的關係として共に物語育成にかかわる（やまだ 2000）。このような限界はあるものの、「語りは絶えず作られて組み替えられるライブ（生きた）生成プロセスとしての筋立てる行為（やまだ 2000）」であり、語り手が、自らの離婚や子ども自身の人生をどのように位置付けているかを「今、ここで」の視点から検討することは可能だろう。とすれば、堀田（2009）が対象とした子の語りだけでなく、親による離別や子どもへの思いを「語る」こともまた、「子の意思」や「子の利益」、離別後の父母と子の関係、面会交流の在り方を考える上で、重要なものとなりえるはずである。

また、別居・離婚後の親子の交流や適応に関するこれまでの研究動向は、本田・遠藤・中釜（2011）、直原・安藤（2018）に詳しいが、多くの場合子どもを対象としており、親の視点からの研究は、棚瀬（2007）（2004）、堀田（2009）、青木ら（2020）のケース研究、半田（2014）、木附ら（2019）による質的研究、堀田（2019）、青木（2014）によるアンケート調査に基づく量的研究のみである。つまり、親の語り（離別や子をどう見ているか、面会交流などの離別後の養育）については、これまでほとんど目が向けられてこなかった。

本研究は、これらの背景、および昨年度の別居親を対象とする研究（青木ら 2020）（木附ら 2019）を踏まえ、同居親が子どもについて、また子どもを介して、離別後に別居親とどのような関係を構築し、面会交流を実施しているのかを中心に、「今、ここで」の視点から「語り」を検討することを目的とした。これは、親の養育に対する姿勢が、離別後の「子の意思」や「子の利益」に大きな影響を及ぼすと考えるためである。親の姿勢は、子どもにも何らかの形で伝わり、その意思や思いを方向づけることもあるだろう。さらには、子ども自身が親の意思を自分ものとして取り違えている可能性もある。この場合において、親の思いに耳を傾けることは意義があると思われる。

これらはいくまで5事例の当事者に実施したプレ研究でもあり、今後、研究成果を踏まえて、質問紙を用いた大規模研究へとつなげる予定である。これらの実施により、法と心理が協働した①面会交流の家族機能問題に関係する仮説、②父母間高葛藤の強い場合の子どもの愛着に伴う問題、③父母間高葛藤の紛争が本格化する以前の、家族機能調整のための第三者支援・相談システムの構築、④現行の司法・法制度の見直しおよび提言を試みたい。

なお、本論文においては、離別後に子どもと生活を共にしている監護親を「同居親」、離れて暮らす非監護親を「別居親」、父から見た母または母から見た父を「他方親」と記することとした。また、生活を共にすることを辞めた時点を「離別」と表記し、これには別居、離婚も含まれる。

2. 方法

1) インタビュー協力者

配偶者との離別後、子どもと共に生活をしている同居親計5名（女性4名、男性1名）を対象とし、インタビューを行った。なお、彼らの基本的属性は表2に示す通りである。

インタビュー調査協力者は、さまざまな片親支援団体を通じた縁故法によるもので、①離婚の有無を問わず、配偶者との別離を経験する親であり、共同親権（養育）を標榜する者であること、②インタビューは子との離別と面会交流に関する経験について60～120分で聴き取るものであること、をあらかじめ伝達した。

インタビュー時の具体的な倫理的配慮は面談合意書を通して行った。面談合意書は、①研究の趣旨、②研究方法の詳細、③研究協力と中断の自由、④インタビューデータの取り扱い、⑤プライバシーへの配慮、から構成され、読み上げながら説明し、インタビュー協力者の理解と合意を確認した上で、署名してもらった。インタビューは、利用者の許可を得て録音し、メモとICレコーダーから逐語記録を作成し、分析対象データとした。逐語は施錠棚に保管し、論文作成後に全てのデータを破棄した。

2) インタビューの実施

インタビュー時期は、2020年3月～5月であり、インタビュー協力者が他者に話を聞かれない静かな環境でありかつ、配慮可能な貸会議室等で実施した。しかしながら、2名に対しては、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言の影響もあり、ZOOMを用いたオンラインによるインタビューを実施した。

インタビューは、筆者らによる半構造化面接であり、離別および同居と子どもとの関わり、面会交流の話を中心とし、インタビュー・ガイドを作成した。しかし、それらにとらわれることなく、インタビュー調査協力者の自由な発言にあわせて順不同で聞き取った。

3. 分析

1) 手順

録音データから逐語録を作成し、分析は木下（2007）の M-GTA の手法を手がかりとした。ただし、これらの手法に加え、グランデット・セオリー・アプローチ（能智 2011）、ライフストーリー研究（やまだ 2000）の視点にくわえ、本研究の目的に応じた独自の分析方法を採用した。この手法は、対象者を別居親とした先の研究（木附ら 2019）と類似したものである。同手法を用いることで、別居親と同居親それぞれに見られる特徴を比較検討する目的も有する。

具体的には、分析テーマに分析焦点者を照らしあわせ、離婚の有無を問わず、同居親に関すること、同居親としての思い、それらに基づいた言動、その体験により変化したことに着目し、1 概念ごとに分析ワークシートを作成した。後に、複数の概念の関係からなるサブカテゴリーとカテゴリーを生成し、カテゴリー相互の関係から結果表を作成した。これらの作業は臨床心理士（公認心理師）2 名、弁護士 1 名の計 3 名で行った。

表2 インタビュー調査協力者の基本的属性 (2020年5月現在)

	A	B	C	D	E
年齢・性別	41歳：女性	46歳：男性	45歳：女性	37歳：女性	45歳：女性
職業	会社員	会社員	会社員	パート(週3)	個人事業主
結婚時の年齢	22歳	38歳	38歳	30歳	28歳
婚姻年数	15年	4年	4年10か月	6年	9年
別居時の年齢	33歳	42歳	42歳	34歳	36歳
別居後の生活	実家：4人暮らし(祖母・男児2名)	実家：4人暮らし(祖父母・男児1名)	賃貸物件：2人暮らし(女児1名)	実家：4人暮らし(祖父母・男児1名)	賃貸物件：3人暮らし(女児2名)
別居年数	2年	0年	2か月	2年	1年
面会交流の有無(決定時)	有：年2回程度(年賀状など)の緩やかな交流	親子交流(2週間に1回)再婚し、1名の子どものを得た別居親と計4名で交流	有：不定期	有：月1回	有：1、2か月に1回子どもが希望した場合は長期間(夫は調停において3連休・長期休暇の面会を希望)
面会交流時の引き渡し方法	—	連れていく(別居親とも交流有)	同行(親子交流)	同行(親子交流)	子ども自身が移動
離婚形態 調停等経験	調停離婚	・調停離婚 ・別居親時における他方親からの面会交流を減らす申し立て→後に申し立て却下	協議離婚 養育費(申し立て中)	夫婦関係円満調停離婚	協議離婚(しかし調停を経験)面会交流・親権変更他方親より申し立て/財産分与を本人より申し立て→4件とも審判決定
養育費	婚費+養育費計17万円を継続受取	なし	月7万~0円(不定期)	月7万円	6万円
離婚時の子どもの年齢	長男8歳 次男5歳	長男2歳	長女4歳	長男1歳6か月	長女7歳、次女4歳
現在の子どもの年齢	長男(高校1年)・次男(中学1年)	長男6歳	長女6歳	長男5歳	長女(高校1年)・次女(中学1年)
再婚の有無	無	無	無	無	無

表3 インタビュー・ガイド各項目

リサーチクエスチョン	領域
同居を解消した段階で、家族との関わりに生じた変化 それらが同居親にもたらした影響とその認識	<ul style="list-style-type: none"> ・別居時の家族 ・別居についての思い ・別居親についての思い ・別居・同居についての子どもの認識
裁判・調停等の有無は家族にどのような変化をもたらしているか	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判・調停の影響
親権・面会交流は親としての役割を果たすに値するものなのか 面会交流の有効性と問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・面会交流の有無と意義 ・別居親の態度 ・（他方親の原家族）義父母について ・子どもへの影響 ・子どもの同居親への態度 ・制度としての面会交流
別居後から現在に至るまでの経緯が当事者にもたらしたものはなにか	<ul style="list-style-type: none"> ・自分への影響 ・自身の原家族との関わり ・周囲の人間関係と社会生活の変化
一連の出来事において、当事者を支えたもの（サポート源）はなにか	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を支えたサポート源 ・問題と考えていることとその対処

4. 結果および考察

いずれの同居親も、子どもとは良好な関係を築いており、別居親と一定の交流を有していた。あわせて、彼らは養育費を含む、親としての子どもの関わりにおいて共同親権（養育）を標榜している。特に、B（以下、個別のケースについては、表2に基づきアルファベットで示す）は調停離婚後、別居親として面会交流を実施していたが、後の親権変更を経て、現在は同居親として子と生活を共にするという別居親・同居親の立場を経験していた（ただし、本論文においては「同居親」の部分にのみ焦点を当てた）。以下、M-GTAによるカテゴリー【4】およびカテゴリーを構成するサブカテゴリー<14>からみた語りを表4に示す。

表4 「語られた」典型的なストーリー

サブカテゴリー	「語られた」典型的なストーリー
カテゴリー1：離婚前	
1. 家庭の不和	<ul style="list-style-type: none"> ・(相手との)コミュニケーションがあまり上手くいかない感じ ・自分の思った行動にそぐわなかったら「おい！何してんだよ！」みたいなことを子ども達の前で言うので、それが私は耐えられなかった。 ・産後うつ。その知識がなかったんで、それで恨まれちゃって、ちょっと言っても百倍にして受け取っちゃって、全部悪い方に受け取っちゃって。
2. 配偶者の子どもへの態度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の里帰り出産や体調不良により、(結婚生活は)すごく短かったなど思っています。 ・わりと協力的でした。ただ子どもが熱出して休んだときに、私ばかりが(会社を)休んでたのを、子どもなりに不平等と感じたみたいで、ママばかり休んでるけどパパも休んでよって、保育園の時に子どもがお願いしたんですね、誰が飯食わしてるんだって激切れしたから、向こうは平等とは思っていません。 ・週末しか家に戻ってこないとか、平日はずっと出張。うーんあんまりお父さんという記憶はないんじゃないかな、とか。下の子は特に怖かったとか、物干し竿でバンって叩かれたとか。
3. 配偶者家族との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・三世帯で一緒に暮らそうと家を作った。 ・お正月は元夫の家に泊まっていたんです、孫達と。よかれと思って、それが妻たるものと。
4. 別居	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが1才6ヶ月のときに、私の体調不良でワンオペ育児だったので「やっていけない」と思って引き上げるように実家に帰った。 ・決意をして、学校帰りの長男がランドセルのまま歩いてきたのを車で迎えるに、もう今日からじいじの家に住むからって。 ・夕食作ってる時に、彼は突然怒りだして、お前はその包丁でオレを刺すんだなって言い出したんですね。オレを刺すんだろうとか。警察にも3~4回お世話になって。最後は自転車出家。子どもは3歳。
カテゴリー2：離別	
5. 離婚	<ul style="list-style-type: none"> ・そろそろタイミングかなと思いましたね。夫の扶養に入ってたんですけど、手当とかがもらえなかったりとか、そういうのも結構経済的に厳しいかなと思いました。 ・(家出後)離婚成立したら(幼稚園への子どもの送迎を)手伝ってやるって言い出して。半信半疑で、離婚届を渡しに行ったんですね。そしたら彼はそれをバツで奪って、区役所までもって行って、そのまま離婚は成立したんですけど、その後2週間くらい音信不通になって。
6. 家庭の事情の子どもへの説明	<ul style="list-style-type: none"> ・君のせいじゃないって、離婚の絵本があるんですけどそれを読み聞かせして…。5才くらいになってから…最初一回目は泣いて聞いてくれましたけど、三回四回読んだら普通に理解して、今は平気ですね。絵本を通して、私の子どもにとってはパパもママもかわらないし、二つおうちがあるんだよってお話しをして…… ・1回だけちゃんとしたことは言いました。お父さんから言われたことでお

	<p>父さんは他に好きな人が出来たようですって言って、ちょっと座って言ってあの自分の実家で、こうゆう、こうこうこうゆう状態だからもう一緒に住めないって言われたって。だからごめんって、でも大丈夫だよママいるしじじばばもいるし、もうここで小学校も替わるけどこっちで暮らしていきますってみたい。ことだけは言いました。二人してポロポロ泣いてたけど、何とか、乗り越えたって言うかまあその時のことは引きずってるかもしれないけど。</p>
<p>カテゴリー 3 : 面会交流</p>	
<p>7. 面会交流の当初の取り決め(審判等による決定を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施しています。ほぼ毎月なんですけど、パパの都合で今月は忙しいのでなしでお願いしますってこともあります。 ・ (離婚成立後) 1ヶ月か2ヶ月くらいしてから、会わせる会わせるみたいと言いだしたのかな。会わせたくないとは思って無かったんですけど、大きいイオンの、ご飯食べる所とか、買い物客がいる所で、そこで一度かな、であと近所の子と公園に遊びに行き、そのままファミレスでご飯食べるとか、そのときにもう一度かな、何度か、6月1回5月、7月1回とかで多分会ってます。
<p>8. コミュニケーション手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールアドレスだけで事務的なやりとり。 ・ 電話やメールでやりとりもするし、お互いのこととかをちゃんとパパにも共有してほしいときには、グループLINEで。
<p>9. 面会交流の実際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居親が、家族ぐるみで付き合いのあった家族や幼なじみで集まる会を企画してくれます。子どもたちが子ども同士で遊んでいても別れがたくて、家で女子会をさせてくれる。その時も夕飯作って、朝ご飯作って、やってくれるってことをママ友から聞いて、なんかお世話になって〜みたいなことを友達から聞いて、あ、すごいなーって。 ・ しばらく会っていないとパパに会いたって言ったり、もっと小さいときに電話したいって言って、電話かけたこともありましたし。あと二人で旅行に行ったこともあるんです、パパと子どもで。2泊3日だったと思います。去年のゴールデンウィークに、青森とか盛岡の方まで行きました。
<p>10. 制度としての面会交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会交流について欲を言えばパパが完全に息子を預かってくれて、私に自由時間を与えてくれたらありがたいと思うんですけど、まだ小さいので私が同席することが前提みたいになっていることが、いいような悪いような感じで。息子にとってはママとパパが一緒にいる方がいいのかなって気はするんですけど、私も別れた相手なので一緒にいるのが全くストレスでないと言うと嘘になってしまう。 ・ (調停時) 調停員とかもちょっとワイドショーを観るような感覚なんですよね。結局子どもの気持ちとかじゃないですか。面会交流って会う会わないとかって。なんか画的にこのパターンだったら月一ねとか、冷たいなとか決められかたが。でもまあ調停とか裁判になると、不仲っていうか協議が出来ないようなパターンの離婚なので、ある程度はしょうがないのかなって思うんですけど。子どものことを考えると冷たいシステムだなんていうか。 ・ 共同養育ってお互いが憎しみ合っているときはすごく迷惑な考え方だって正直思っていたんですよ。でも、やっぱり子どもたちの成長だとかを一番近くで見させてもらっているのが、向こうに対してすごく罪悪感を感じ

	<p>るのは別居した当初からずっとあったので。やっぱり子どものことを一緒に、同じ目線で大事にしてくれているんだなっていうのはだんだん感じるようになって、それでお互い子どものことで歩み寄ることは出来るようになったって感じですね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会交流って言葉は使っていないくて、親子交流ってみんなで言ってるんですけど、おかしいですよ、親子関係は変わらないんで、でも日本は本当におかしいですよ、離婚したら会えなくなっちゃって、どういうことなんだろって。そういう文化がないから、(別居親・同居親は)かなり好奇な目で見られるってか。周りのお母さん方とか保育園の先生とかなかなかまだ理解がある人はいないですね。
<p>カテゴリー 4：人間関係や自身の変化</p>	
<p>11. (別居親の) 親としての役割について考えること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月養育費を頂いているという意味ではすごく頼っている。たまに預かってくれたらラッキーみたいなその程度ですね。 ・子どもに何かをして欲しいとかじゃなくて、子ども自身が、自分のルーツを多分知りたくなる瞬間が。 ・同じように子どものことでわかる！わかる！とか、そうだよ可愛いよねとか、この子がこういう風になるのに同じように助けたいとかいう、自分と同じレベルでわかってくれるのは元夫しかないなあって。 ・いずれは私に話せないこととか父親に相談したくなるようなことが出てくると思うので、今後もっと大きくなったら父親の存在が大きくなるんじゃないかなと思いますね。あとパパも子どもも、もっとおっきくなることを期待してるってか今は今で可愛いんですけど、男同士でやりたいこととかいろいろあるんじゃないかと思ってます。 ・精神的な交流ってんですかね、元夫が落ち着いてない以上は娘にとっていいことばかりじゃないと今は思ったりもします。
<p>12. 原家族</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・うちの親は「孫は来てよし帰ってよし」って言っていて。たまに見る孫は可愛いけど、毎日同居するのはやっぱり大変だと思うんですね。 ・私がこの選択をして幸せそうにしているのを、喜んでくれるし応援してくれる。 ・(子どもと同居後)今は同居してますから。父子家庭は無理ですね、私仕事してるんで。おじいちゃんおばあちゃんにみてもらって、保育園の送り迎えも手伝ってもらってるんで。助かります。
<p>13. 社会的活動・社会支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同養育を標榜するグループの代表に会う機会があり、だんだん気持ちが変わってきた。私も共同養育の方になって、子どもを独り占めしている罪悪感とかも解放されたので楽になったことがたくさんあって、グループに参加するようになった。 ・共同親権のセミナーみたいなのに行った時にアウェイ感が、間違えちゃったなみたいな来るところ、同居親が来る所じゃなかったみたいな。 ・争ってはいいい結論にならないんだってわかったんで、徹底的な歩み寄りの戦略でいきました。〇〇(団体名)は超攻撃的なんです。一回相談に行ったら、調停に一緒に行ってあげるよって言われたんですけど、でもいいですって。××(団体名)はわりとマイルドな方が多くて、皆さん苦しめますよね。 ・一人だったら無理ですね、救われました、当事者のコミュニティー。

- | | |
|---------------|---|
| 14. 子どもを育てること | <ul style="list-style-type: none"> ・親も母親も親になる勉強ってすごい必要だなんて思っていて、もちろん実生活で子どもと一緒に暮らして学ぶものもあるけど、人から聞いたりとかが、いろいろな人のアドバイスとか、本であったり、勉強会とか行ったりもするんですけど、親になるってすごく大変だなんて思いますね。 ・マタニティークラスじゃなくてお父さんクラスがあるといい。おっぱい以外のことはもうほぼ半分だよって、夜中泣いてたらむこうの仕事に差し支えがあろうみたいな。それがお父さんのやり方なんだって私はもっと理想を取っ払うっていうか、それがその人の育児の方法なんだってそれもひっくり返るめて信頼出来るような関係であつたら。こうしなきゃみたいな、それはもう個人の問題になってしまうんですけど… |
|---------------|---|

1) 離別前

いずれの場合も別居や離婚に至る以前に、家庭内不和があり、ある日、子どもを連れて（別居親から見れば「連れ去り」という形態で）家を後にしている。その原因として、他方親の不在、非協力的、DV、親の産後うつ、疾患に伴う不安定さによる養育の困難さがあげられた。しかしながら、他方親から直ちに、「連れ去り」（木附ら 2019）を理由に訴えられたケースは見られなかった。

また、同居親は、結婚時から義両親との良好な関係を大切にする傾向にあり、後の子の面会交流においても、祖父母や親戚との交流におおらかであった。なお、先行研究（木附ら 2019）においては、別居親は原家族との関わりが深く、他方親家族との関わりが希薄な傾向にあった。

別居に至るプロセスは、さまざまであり、同居していた家を売却し、学校帰りの子どもとそのまま実家に戻り、他方親もマンションで一人暮らしを開始する

(A)。病気療養を主な理由として一時的に実家に戻った後、「帰ってこなければ離婚する」と告げられた。弁護士と相談し、離婚を検討していたところ、改めて夫から夫婦関係円満調整の申し立てをされる (D)。同居親が子どもの学校入学を機に別居をはじめ、調停離婚にて婚費申し立て中に離婚届を提出した (E)。同居親が「家出」と説明する状況において、引っ越し作業に夫が立ち会い別居を継続していたものの、夫から離婚の申し出がある (C)。別居親の再婚を経て、それまで他方親の元にいた子どもと、改めて同居を始める (B) などであった。

B は、別居親である父親が、同居親（元配偶者）の再婚・出産に伴う子どもへの虐待疑いを契機に、同居親と立場を変え、親権変更に至っている。以上のことから、別居親は、おおむね離別、すなわち離婚へと向かっているプロセス

を自認していたことがうかがえる。後に、子の生活を支えることになる婚費や養育費などの経済的な問題へと移行していることもわかる。

2) 離別と子どもへの説明

本田ら (2011) は、親が離婚をどのように経験するかによって、子どもにより大きな影響を及ぼすこと、離婚は子どもの発達に影響を及ぼすが、それ以上に親の不仲にさらされることが子の発達に否定的影響を及ぼすと指摘している。本研究における全ケースが、離婚や面会交流について家庭裁判所での調停、訴訟等を経験しており、なかには警察介入を含む事例も見られた。司法の介入は、父母の対立を象徴するものでもあり、父母の不和や争いに巻き込まれる子どもへの負の影響は計り知れない。

4 ケースが、別居1年以内に離婚 (内2件が調停離婚、2件が協議離婚) に至り、Dのみ夫婦関係 (円満) 調停において、当面別居、面会交流と婚費の合意を得ていた。Dは2年後に約半年の調停を経て離婚に至っている。裁判にまで至る困難なケースは見られなかったが、面会交流や養育費の決定は、調停不成立、審判等に長い時間を要する特徴がある。

自らの決断といえども、葛藤や傷つきのなかにある父母は、離婚時には、養育費を負担する別居親として、一方は、子の直接的な養育に携わる同居親の立場での歩み寄りが求められる。たとえば、調停などでの面会交流の取り決めは、月1回や6時間などの大枠が提示されるのみで、子どもの引き渡しや、面会交流の場、日程の調整など「会う」ための細かな調整は親に委ねられる。また、現在、家庭裁判所の調停は基本的に別席で行っているため、調停中の面会が実施されていないケースでは、それまで直接のコミュニケーションを全く行っていなかった当事者らが、調停成立後、突として、面会日時などを直接やり取りすることになる。しかしながら、当事者にコミュニケーション上の支障があるケースは多く、双方間に距離がある場合などは、頻度・時間など、実際に面会交流を行って見なければイメージがつかめなるときもある。その結果、再調停による調整が必要になったり、子どもが両親間の葛藤にさらされ続けることにもなりかねない(佐野 2015)。このように、婚姻解消は比較的容易なもの、離別後の養育費や親権など、生活上で欠かせない「子ども」にまつわる問題解決の難しさが推測される。

子どもらは、他方親と別れて暮らし、時に他方親と会う（＝面会交流）というように、調停等の結果を受け、改めて後の生活環境の変化を強いられる。生活環境の変化、すなわち、他方親の不在について、同居親らは、子に対して絵本や、理解できる言葉で説明するなどの工夫を試みていた。一方で、子がある一定年齢以下の場合、「家を出た」後も、子どもなりに漠然と現状を理解しているようであると語る語りがあった。つまり、子は他方親の不在を理解できないまま、現在の家族形態を受け入れているということになる。さらにこの場合、他方親不在の家族形態について、いつ、どのような状況や手段で子どもに伝えるかという課題が残される。

また、子が思春期を迎えているケース（A・E）では、子の発言として「(お金が)足りないなら(他方親に)言ってやろうか?」「パパばっかりいろいろなものを買っている(その様子をSNSや面会交流時に確認している)」など、その金額や他方親からの支援について子に開示していた。あわせて、一般に、ひとり親家庭、特にシングルマザーは貧困傾向にあると言われるが、Dを除き正規雇用で就業し、B、C、Eは結婚前から継続して職を得ていた。「結婚時から、相手(他方親)の収入はあてにしてなかった」など経済的に自立している同居親にとって、養育費は「親子のつながりを示すもの」としても受け止められていた。

同居親の4ケースは女性であるが、離別後、夫の姓から旧姓に戻った者はなく、「子どもが父方姓を名乗ることで父親との絆を感じられる」、「子どもの姓が変わることに抵抗がある」、「学校でかわいそうな思いをするから」などを理由としてあげた。つまり、ここには個の女性としての意思より、親として子への配慮が優先されていることがわかる。なお、離婚時に、婚姻時の姓を名乗り続けることを選択した場合、「やむを得ない事由」を主張して、家庭裁判所の許可を得ることが求められる(戸籍法107条1項)。姓は自身のアイデンティティにもつながるものであり、婚姻時の姓を名乗り続けることを選択した同居親の意識については、今後も継続して検討を続けたい。

3) 面会交流

厚生労働省『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告(平成28年11月1日現在)』に基づき作成された表1(石塚 2020)によると、面会交流の取り決め

をしているのは、全体の3割弱に過ぎず、そのうち、現在でも面会交流を行っているのは、約35%に過ぎない。つまり離別後の面会交流の実施は、10組に1組程度の計算となる。

本研究においても、緩やかな面会交流から始めるとされたAを除いて、おおむね2週間に1度、月1度の頻度で、また、長期休暇や3連休などを用いて定期的に面会交流を実施していた。一方、協議離婚であり、滞る養育費の問題を抱えるCは、その調整を目的として審判中であった。Cは、別居親・同居親のグループワークへ参加（いわゆる第三者機関の介入）で面会交流を可能にするなど、夫が子どもに与える悪い影響（大麻吸引や包丁を持ち出しての母子への脅し等、過去の出来事や他方親の性格傾向）を懸念し、より望ましい形態での面会交流の方法を模索していた。その他のケースでは、第三者機関の調整等を介さずに面会交流を行っていた。

また、Aを除き、面会交流以外の場面でも、三者機関等を頼ることなく、親（子も含む）の間で直接LINEやメール・電話など、必要に応じた連絡がなされていた。このことから、面会取り決め時の父母の関係性が後の交流の在り方、コミュニケーションに影響を与えていることがわかる。さらに、コミュニケーションは、父母の関係性や子どもとの関わり方、距離感をも示すものであろう。しかしながら、高葛藤の父母の場合、面会交流の取り決めがなされていたとしても、セッティングのための連絡が困難であると、面会交流は絶たれる可能性がある。

全離婚の90%を占めるという協議離婚では、離婚当事者が面会交流や養育費の重要性について十分に認識しないまま離婚に至っている可能性が高い。これは、本研究における同居親の全てが調停の場で得た情報で、はじめて「面会交流」たるものを知ったという声にも明らかである。この懸念について、「一定年齢以下の子の父母が離婚する場合には、父母は、離婚後の子の養育に関する事項についてのガイダンスを受講しなければならないとすることや、子の養育に関する計画を策定するなどの工夫などが求められている。他方で、協議離婚の要件を加重することは、DV等の被害者にとって、加害者から離れることを難しくする側面があることにも留意しなければならない」（家族法研究会 2019）。

面会交流の形態は、幼少時は同居親が同行しての親子交流、もしくは待ち合わせ後のひとりが主であるが、青年期の子どもの場合、子ども自身が出向く方法

へと変化が見られた。一方で、いずれの場合も、交流に伴う移動費用は「面会交流時の取り決め」では十分に検討されておらず、曖昧なまま交流が継続し、養育費を頼りとする親の不安要因となっていた。

調停において「手紙などの緩やかな交流から」と取り決めがなされたAは、その後も父母・子の間での積極的な交流を行っていない。これらは、調停成立後の父母の面会交流に関する認知や、父母双方の関係性から生じるコミュニケーションに由来するとも考えられる。仮に、審判時に、別居親が積極的な面会交流を強く希望しなかったとしても、「緩やかな交流」の具体案や現実的対応が示されていれば、子の利益に叶う面会交流の機会が得られたとも考えられる。しかしながら、Aのケースにおいては、同居親に対する言葉によるDV、他方親が強く面会交流を望まなかったことが考慮されていることも加味すべきであろう。

離婚の当事者や、父母の離婚に巻き込まれた子の抱える問題についての研究で知られるWallersteinら(2000)は、面会交流の取り決めに関する子どもの声として、「面会や監護権の計画を立てるとき、子どもの友人関係や遊びに…(中略) 法廷に至ってはまったく無頓着だ。一般的な台本では、主役は親なのだ。舞台の中央を占めるのは、親のスケジュールや希望や権利である」、「6歳の子どものためにつくられた面会スケジュールが、13歳の子供の要求に見合っただけだと思われている。子供が新しい成長段階に達するたびに、その意見を取り入れながら柔軟な対応をしていくことがどうしてもできないのだろう」などをあげている。

「子どもが(父親に)会いたいかどうかは私が聞くと「別に」って言うから、多分本音は違うんだろうなと思ってるけど、そのままにしちゃっている方が私にとってはいいというか、上が高校生なので、スマホやLINEとかもやっているんで、SNSとかで何か繋がって会うとかだったらもう「行っておいで、行っておいで」ってしようという覚悟はいつでもあるんですけど、あえてこっちがお膳立てをしてセッティングをして、いついつどこでとかそういうのはやりたくなくて。子どもが自分から行くぶんにはしょうがないかって思ってます。(A)」

一般に、調整・審判・裁判を経るケースでは、結果として面会交流が禁止・制限される場合もあるが、全体的な傾向として、子どもの福祉を害する理由がない

限り、積極的に面会交流を認める傾向にある。その一方で、離別時には順調な面会交流であっても、後の親の環境の変化や、子ども自身の成長に伴う自身の生活・人間関係の変化（友人関係の重視、習い事や受験勉強等）などから困難になることも少なくない。これは、別居親の養育費の支払いにおいても同様である（表1）。

全ケースにおいて離婚時に面会交流の合意がなされていたが、その内容は、子どもの成長や、時間の経過と共に変化を遂げていた。たとえば、受験や急な出費、親の病気などの予期しない問題に対峙せざるを得ない場合など、別居親・同居親に関わらず、望ましい面会交流や養育費を含む関わりの再検討・判断を迫られる。この問題は、親族までも巻き込み、親権にさえも影響を及ぼすことがある。たとえば、別居親から同居親に移行したBでは、離別後も別居親（当時）として、子どもとの関わりを維持するために、再婚相手や祖父母まで、理解や協力を得るべく試行錯誤を繰り返していた。Bは、同居（母）親が再婚し、再婚相手に（離別時の約束を守らず、義父との養子縁組により子どもの姓が変わる）子どもが懐かず、虐待も認められ、当時、別居親であったBが児童相談所と関わることを契機に、他方親に養育費を継続して支払い、親権は他方親のまま子どもを預かり、他方親と子の面会交流を継続していた。その上で、最終的に父への親権変更、同居親の交代に至るというプロセスを経ている。Bのケースは、離別時に面会交流や養育について十分な検討がなされたとしても、時間の経過に伴うそれぞれの親の離別家族に対する考え、再婚など環境の変化が、後の親と子の関係に影響を及ぼすことを示す例ともいえる。面会交流決定時に、離別家族がたどるであろう将来のシミュレーションも、別離後の子の養育における重要な要素となろう。

また、本研究における面会交流では、幼い子の同居親は親子面会交流が主であった。この時、同居親は面会交流時に、離別した他方親と共に時間を過ごすことがストレスである、さらに面会交流の機会を増やすことで他方親と子どもの関わりを深めたい、同居親ができないことを別居親に期待しているとする声があった。

「元妻の再婚相手の子ども連れて四人で。兄妹交流もしてます。子どもにとってはきょうだいなので。ただ再婚相手はそれを知らないんで。元妻の再婚相手は、まだ理解得るのは難しいですね。この人は離婚家庭で育ってるんです。父親が、小学生の時に離婚して、そこから全く会ったことがない、母子家庭で育って私がこうして会っていることに対して

すごい否定的な考え方で。(B)」

「(調停時は)面会交流とか。ほんと忘れて欲しいと思いました。でも周りも合わせなさいって言うじゃないですか。そしたら日曜まるまる使って子どもたちに会うのを、私は仕事で疲れていて、日曜日はとても子どもたちを連れてどっかまでお金と時間を使ってというのは出来ない。出来ていなかったときに彼が朝から晩まで今日は後楽園に連れて行ってくれたとか、カラオケも梯子してとか、洋服買って、ボウリング行って、夕飯まで食べてきたというそのプランニングとかが日頃の私の子育てには出来てないことだったので、だんだん私が出来ないことをやってくれることには感謝するようになって、子どもたちもそれで喜んでくれるんだっただらと思って継続してたところはあります。(E)」

先述したように、本研究のインタビュー対象者全てが、離別前に「面会交流」という言葉を知らず、調停の場でのパンフレットによる説明、DVDなどでおぼろげながらその内容を理解したという。一方で、現時点において面会交流の制度についての認識や姿勢もさまざまでありながら、面会交流に対して概して肯定的な立場である。Aについては、調停当初から、子どもとの面会交流を夫の言葉によるDVを理由として回避したいと望んでいた。このため、当時小学生のASD(発達障害)傾向にある子どもを心療内科に受診させ、診断書を得るなどを試みている。その一方で、時間の経過により思春期を迎えた子どもが、自身の意思・判断から別居親と連絡・交流することは容認しており、現在では面会交流の必要性を強く意識するに至っている。

今回のインタビュー対象者は、共同親権(養育)を標榜している同居親であるが、離別当初から面会交流に対して肯定的であったとは限らない(A・E)。

「調停で月1と決められたら、やろうと思っていたんです。だけど、調停ではそこまでは向こうの条件では無かったので、私にとってはラッキーだったけど子どもにとって、これは良かったのかなって思いもある…ごめんと思ってます。今、私が(子どもに)聞いても「別にー」ってお兄ちゃんとか。電話番号とか書いてあるけど、「なんかわかんねーわみたいな、緊張するよね」とか言っちゃって。多分本音は違うんだらうなと思ってるけど、交流した方がいいと思っているけど・・・面倒というか、(元夫のモラハラを思い出して)怖いなという・・・(A)」

面会交流必要度の認識の変化によると、離婚当時も後にも否定的にとらえている者が最も多く、継続して肯定的にとらえている者、肯定的から否定的になっている者、否定から肯定に転じている者は拮抗しているとされる。あわせて、面会交流を実際に行っているか否かでの調査結果から、面会交流を実施することで、必要度が認識できるようになる可能性、必要度を認識する場合に面会交流を継続できる可能性があるとする指摘がある（堀田 2019）。この指摘は、面会交流の実施で、必要性が認識でき、さらに面会交流が継続できている E の認識と同様のものである。あわせて、E の別居親と子は極めて好ましい父子関係を構築できていることから、面会交流の継続は、好ましい親子関係形成の可能性をも持つものと考えられる。

一方で、同じ同居親の立場の親には、面会交流が養育費と引き換えである、さらには、捨てた子どもを思い出させるために会わせているという、子の利益とは全く異なる思いから実施している者もいるという声も聞かれた。

「たとえば、会わせないのが悪いかと言ったら、暴力振るわれるからとか、大事にしてくれないからって理由であれば会わせなくていいじゃんっていいですけど。これほんとに身近にいるんですけど、会わせてるって理由が、自分が捨てた子どもがいるのを思い知ればいいっていう理由で、ずっと会わせてる人もいるんですよ。向こうが会いたって言うていないのに、あんたにはこっちに子どもがいるからね、って。それが、誰が喜んでるのって面会だったらやんなくてもいいと思っています。気持ち優先ですかね。(E)」

4) 人間関係や自身の変化

同居親は別居親について、「片親のみだと、ある意味家庭が独裁的になる。その意味において別居親は）子どもの逃げ場になる」、「異性の親（役割）として大切である」、「今後、子ども自身が自分の出目を知りたくなるだろう」、「いずれ、（別居親と）話したくなることもあるだろう」と考え、その意義の重要性を認識していた。一方で、「（不安定な精神状態にある別居親が）子どもに混乱を与える可能性があり、必ずしも望ましいとは思わない」、「面会交流という言葉そのものが、義務的なニュアンスを感じる。もっと気軽に会えるような状況になるといい」とする者もいた。また、毎月、「決められた養育費を得られていることが、安心

にもつながっている」というように、他方親による支援が、同居親に心理的安定を与えていることが伺えた。

木附らによる別居親を対象とした研究(2019)では、多くが同居親の原家族のサポートを得て、子どもの「連れ去り」を行っていた。そこには本来、その原家族が持つ母子密着や原家族との強い依存関係、信仰などの問題があるとされる。これら原家族の問題が、子を別居親から遠ざけ、同居親と子との結びつきを深めていた。その結果、原家族の別居親排除という構造が子どもにも伝わり、一種の同盟をもって別居親を拒否する態度が生じたと推測している。その点においても、親の原家族との関わりは子の養育にとって大きな意味を持つ。

今回の対象者の内、3ケースが原家族と生活を共にしているが、2ケースは多くの母子家庭であった。その場合、同居親は結婚前から就業継続しており、仕事との両立に苦慮しながらも、遠方に住む原家族から直接的支援は得ていない。原家族との生活を共にしているケースもまた、同居親は就業しており、子どもの送り迎えなどの生活サポート、高齢の親(子どもの祖母)の世話という互助的な意味合いから住まいを共にしている。いずれの場合も、原家族に対する感謝とともに、迷惑・負担をかけているとも考えていた。

また、全ての者が係争、面会交流の継続中に至るまでさまざまなタイミングで、社会的支援を受けていた。特に多く聞かれたのが同じ境遇の者が集まる自助的なグループ：当事者会であり、「相談会に出向き、そこでのアドバイスから面会交流の条件に電話交流を加えることができた」、「同じ境遇の方たちの状況や対応を聞くことで、今後の自分自身が予測できた」、「支えになってくれた」などの声が認められた。これらは、悲しみや絶望感、怒りなどの否定的感情から逃げ出さずに向き合い、自らの感情を信頼できる他者に打ち明け、適切な情報を得ることの重要性を示しているであろう。

いわゆる面会交流を支援する団体には、共同養育を標榜しながらも、相手側の親に対して否定的なスタンスをとるもの、面会交流という言葉を用いず、「親子交流」と称して歩み寄りを目指すものなど、さまざまな理念に基づき運営されている。いずれの団体と関係したかで、親の面会交流に対する態度が形成されることも少なくない。また、これらの団体には、当事者や司法関係者、心理・教育系関係者等が関わり、面会交流のアレンジや立ち合い、個別相談、グループワーク

として別居親・同居親その子どもを一堂に集め、集団での面会交流を支援するなどしている。また、シェルターなどの施設を備える団体もある。

本研究の対象者もまた、インターネットやSNS等で情報を得て、複数の団体の勉強会や講演会などに足を運び、自分が納得できる団体で支援や活動をする傾向にあった。団体の会員ページでは個別相談等に応じ、自助グループ的な役割をも果たしている。このような当事者会への関わりは、類似した体験を持つ者が、体験した者にしかわからない「語り」を経て、その喪失体験からの立ち直りの糧にしている（小田切 2004）のであろう。

また、同居親は、就業のみならず、同じ体験をした親たちのサポートをはじめとし、大学院で学ぶ(E)、子育てについての心理的な親子療法を受けている(B)など、幅広く社会的な活動をしているのが印象的であった。

5. 総括および今後の課題

1) 総括

本研究は別離後のある時点での聞き取り調査であり、子の成長や親の環境の変化が養育にどのような影響を与え得るかまでの検討はできていない。さらに、あくまで「親の語り」が中心であり、親が認識・認知する子の姿が実際の子の姿と合致しているか否かは不明なままである。あわせて、子の離別時の年齢もさまざまであり、離別後、同居親との生活を共にしている期間も、2年から9年と幅広い。離別時の子どもの年齢も1歳6か月から8歳であり、子どもの発達段階に応じた検討は事例の少なさからも困難であった。これに加え、面会交流及び養育費の状況（表1）からも見て取れるように、本研究の同居親は、離婚時に面会交流の取り決めをしている約25%に該当し、その中でもさらに面会交流を継続できている約35%にあてはまる。養育費の金額も平均額を超えるいわゆる好事例であり、この結果を一般化することは困難であろう。しかしながら、個々の事例、すなわち同居親の「語り」から、離別前から現在に至る多様な家族のケースを概観できたことは有益であったと思われる。個々の家族にはそれぞれの事情や歴史があり、これをまた一般化することも困難であるためである。

直原・安藤（2019）は、子が感じる別居・離婚後の父母協力として「経済的支

援による協力」「別居親との交流サポート」「最低限の父母の信頼関係」の3カテゴリーを指摘している。本研究におけるケースでは、経済的支援、別居親との交流サポートは十分に行われていた。また、それぞれのケースから推測されるのは、最低限の父母の信頼関係が経済的支援、交流サポートを生み出しているという点である。そもそも、最低限の父母の信頼関係がなければ交流サポートは難しく、仮に第三者機関が介在したとしても、父母には第三者を介してのやり取りが必要となる。となると、父母自身の葛藤や不満、不安を乗り越えて、父母として、同居親と暮らす子をサポートする姿勢や、相手方との信頼関係が重みを持つ。つまり、解体家庭において、父母が親としてどう機能するかが、子育て＝養育のポイントになるであろう。本研究においては、その具体的な取り組みとして、子の発達段階や家族の環境の変化に伴う面会交流の内容・形態の見直し、子どもが他方親に自由にアクセスできる、姓名の変更など、離別に伴う父母個人の葛藤より、子どもの利益が優先されていることが明らかにされた。これは、表1における面会交流の取り決めをしていない主な理由「相手と関わりたくない」とする親の態度とは対照的である。

本研究におけるケースでは、子どもの意思による面会交流の拒否もみられない。つまり、子にとって、別居親は交流したい「親」であり、会うことに関して、同居親にうしろめたさや遠慮を感じていないと考えることができる。これもまた、望ましい形で父母関係を築き、子を双方の立場から養育できていることを示すものである。面会交流については、頻繁かつ持続的な面会交流を続け、子どもの生活が十分な養育費によって支えられるならば子どもは健全に成長していく（青木2014）、解体家族であっても子育てに参画するという意味において、面会交流は親・子の双方にとって重要な役割を担っている（小川2018）とする見解にもあるように、ケースにみる「語り」からは、離別した中での望ましい家族関係の構築に成功していることが伺えた。

仮に、子どもが「別居親に会いたくない」と発言する時に、その言葉にはなんらかのメッセージが含まれているはずである。同居親への忠誠心や、会いたいと言うと罰せられる、同居親からネガティブなメッセージが送られる、それらの「取り込み」から別居親を嫌悪しているなど、さまざまな事例が想定される。それらの判断は、試行面接の鑑別（津山ら2019）などに詳しいが、審判や裁判の決定

は、大人を中心に、言語表現を持って大人たちの中で行われる。しかも、親さえも面会交流制度について十分な知識を持たず、父母高葛藤の困難な状況のなかに置かれている。子どもの代理人制度や、子の意図をくみ取る家裁調査員などの専門家が介在し、法に守られているとしても、十分に表現する術を持たない子がこのプロセスに直接的に関わることは難しいだろう。

司法からの意識として、重要なのは双方の親の協力であり、親がいがみあっていることが子に悪影響を与えかねないことを双方の親が理解し、最低限の信頼関係を回復するための意識改革をどうしていくかを裁判所がバックアップ、介入する必要がある(近藤ら 2017)。また、平松(2005)は、会いたくても会えない親との交流や養育費の問題などについて弁護士などの専門家に相談したい声があることに触れ、専門家によるケアの必要性を強く主張している。しかしながら、夫婦や家族の発達・ライフサイクルについてまで検討し、高父母間葛藤、連れ去りやDVなど、離別前に問題を抱える父母、子や家族、さらには原家族をサポートするための研究は十分であるとはいえない。また、離婚時の親プログラム、教育的プログラムの開発なども試み、実施はなされているが、「面会交流」という言葉同様、まだまだ十分な周知もされていない現状にある。

解体家庭における家族システムや子どもの発達、人間関係の調整、言語化できない思いへの理解・解釈など、心理および心理療法の知識やスキルが必要とされている一方、司法との連携や協働が不十分であるという点も否めない。今後、法と心理が協働することにより、家族間の調整が離別に至る前段階でなされ、家族が家族としての機能を取り戻し、あらゆる家族メンバー、とくに最も弱者である子どもの利益が守られ、その成長・発達が守られるような支援を期待したい。

2) 今後の課題

問題点として、第1に、今回の研究対象を同居親の「語り」に限定したこと、サンプル数の少なさがあげられる。親が認識し、語っているものと、子どもの認識は必ずしも一致しているとは限らない。Eにおいては、オンライン上での自宅からのインタビューであったため、その場に居合わせる子からの声を知ることができた。また、別居親から同居親へと複雑なプロセスをたどっているBについては、他方親の立場からの「語り」も知りたいところである。このように、今後、

ある事例について複数の情報リソースを得ることなどから、親・子それぞれの視点から離別・面会交流についてどのように認識しているかを検討する必要があるだろう。

第2に、子どもの年齢についてである。今回は幼児期、児童期、思春期の各発達段階にある子どもを養育する同居親をインタビュー対象とした。しかしながら、子の年齢には差があると共に、親と離別した年齢もさまざまであった。Cのように、子どもが親の離婚や離別を正確に理解できているかが明確でないケースもあり、今後も年月の経過を経て、順調な面会交流の継続の可能性については時系列での調査検討が必要であると思われる。

謝辞：本研究は、研究課題「安定かつ継続的な面会交流に向けた法と心理の協働」
として、2019年度 一般財団法人 司法協会研究助成金によって行なわれた。

引用文献

- 青木聡 2012 離婚毒 訳者あとがき 誠信書房 282-292
- 青木聡 2014 離婚・再婚家族と子育て支援 子育て支援と心理臨床 Vol.9 49-54
- 青木聡 2017 父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流(2) —インタビュー内容の質的分析の結果から 大正大学研究紀要102
- 青木智子 木附千晶 2018 面会交流を困難にしている要因と片親疎外 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 74
- 青木智子 木附千晶 福田雅章 2020 面会交流に見る別居親と子の関わり—家族機能不全と愛着の視点から 平成国際大学論集第24巻 189-210
- 自由民主党政務調査会 司法制度調査会2020 新たな「共生社会」へ、求められる司法の役割 (2020.11.1閲覧)
https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200298_1.pdf
- 家族法研究会第1回会議 2019 (令元.11.15) 資料1-1 「研究会の検討の進め方について」 <https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10304351/1115kenkyukai-siryoul-1.pdf/0374480d-82f0-4a70-aa94-81ad61c9125a> (2020.11.1閲覧)
- 木下康仁 2007 ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法:修正版グランデット・セオリー・アプローチのすべて 弘文堂
- 木附千晶 2020 子どもの権利条約の視点から同居親および共同親権(養育)の問題を考える アディクションと家族 vol.35 NO.1
- 木附千晶 福田雅章 青木智子 2019 安定的かつ継続的な面会交流に向けた法と心理の協働の試み:別居親へのインタビューから 文京学院大学保健医療技術学部紀要12 15-27
- 木附千晶 青木智子 2018 面会交流を困難にしている要因と諸問題 日本カウンセリング学会第51回大会発表論文集 73
- 近藤ルミ子 福田笑美 山崎新 高橋美紗 西川達也 2017 座談会「子どもの面会交流」 LIRBAR17 No.5 5-24
- 厚生労働省 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」(2020.11.1閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>
- 国連「子どもの権利委員会」
https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/JPN/CRC_C_JPN_CO_4-5_33812_E.pdf (2020.11.1閲覧)
- 半田伊吹 2014 男性別居親の共同養育実現のための社会行動と家族意識の変化 放送大学大学院文化科学研究科修士論文(未刊行)
- 平松千枝子 2004 親の離婚を経験した子どものこころ—離婚を経験した親と子どもの調査から— 駒沢女子大学研究紀要 第12号 155-171
- 本田麻希子 遠藤真喜子 中釜洋子 2011 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について 東京大学大学院教育学研究科紀要51 269-286
- 石塚理沙 2020 離婚後の共同親権(養育)について—離婚後の子の養育の現状と共同親権(養育)に関する議論—立法と調査 No.427 pp187-199
- 堀田香織 2019 別れて暮らす父親と子どもとの面会交流実態調査—母子家庭の母親へのアンケート調査から—埼玉大学教育学部紀要 68(1) 145-163
- 堀田香織 2009 親の離婚を経験した青年の語り 心理臨床学研究, 27(1) 40-52
- 松川正毅ほか編 2019 別冊法学セミナー no.261 新基本法コンメンタール 親族(第2

版) 日本評論社

- 直原康光・安藤智子 2018 離婚後の父母葛藤は子どもの適応等にどのような影響を与えるか 筑波大学心理研究55 73-85
- 宮崎紀子 土方正樹 鳥居貴美子他 2014 配偶者暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究 家裁調査官研究紀要 第19号 1-89
- 中村多美子 2010 子どもたちは何を考えているか—代理人としての立場から 自由と正義 2010年4月号 49-54
- 二宮周平 2013 離婚後の面会交流—企画趣旨、法律時報85(4) 55
- 能智正博 2011 質的研究法 東京大学出版会
- 小田切紀子 2004 離婚を乗り越える 離婚家庭への支援を目指して プレーン出版
- 小川洋子 2018 子どもが面会交流を通して別居親と新たな関係性を築くまでのプロセスに関する質的研究 家族心理学研究32-1 14-28
- 佐野みゆき 2015 面会交流をめぐる紛争の調査・調整 臨床心理学 第15巻4号 474-479
- 佐々木 健 ドイツ法における親子の交流と子の意思—PAS(片親疎外症候群)と子の福祉の観点から— 立命館法学 2009年5・6号(327・328号) 347-379
- 棚瀬一代 2004 離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して 京都女子大学現代社会研究6 19-37
- 棚瀬一代 2007 離婚と子ども 誠信書房
- 谷内仁美 2013 子が面会交流を拒否する現象の理解について—循環として理解する枠組みの活用 家裁調査官研究紀要 第17号 118-135
- 津山明博、松井克仁、樽谷陽子、山根朋実、畑佐菜摘、真田唯 2019 家裁調査官研究紀要 第26 31-77
- 山田一哉 2017 子どもとの面会交流 LIBRA17 No.5 2-4
- やまだようこ 2000 人生を物語ることの意味—ライフストーリーの心理学 やまだようこ編 人生を物語る ミネルヴァ書房 1-38)
- 横山和宏 2018 子が面会交流を否定する事例での調査及び調整の方法の検討 Friedlander & Walter (2010) の家族介入モデルを参考に— 家裁調査官研究紀要 第25号 55-109
- Wallerstein, Sandra Blakeslee, Julia M. Lewis 2000 (ウオラースタイン他著、早野依子訳 2001 それでも僕らは生きていく—離婚・親の愛を失った25年間の軌跡—PHP
- Warshak R.A 2003 Bringing to Sense Parental Alienation: a Look at Disputes and the Evidence Family Law Quarterly 37-2 273-301